

令和3年4月 農業委員会総会

令和3年4月7日（水）

分庁舎2階第多目的室

午後1時30分から午後3時まで

1. 出席者

<農業委員>

1番	綿貫清	5番	木我恭子
2番	石渡潤一	6番	宮田早苗
3番	石橋義弘	7番	飯田隆男
4番	相京文夫	8番	京増孝一

<農地利用最適化推進委員>

篠原庄一	竹尾謙一
高崎孝	小坂和男
斉藤孝壹	

2. 欠席者（農業委員）

なし

3. 農業委員会事務局 岩井事務局長・鵜澤主任主事（書記）・石橋主事

4. 議題 第1号議案 農用地利用集積計画について（6件）

第2号議案 農地法第5条許可申請について（2件）

5. 専決処理報告

（1）農地法第4条の届出について（1件）

酒々井町農業委員会総会会議録

令和3年4月7日（水）

岩井事務局長 会議に先立ちまして、ご報告させていただきます。故石井喜久雄推進委員におかれましては、令和3年3月26日にご急逝されました。ここに石井喜久雄推進委員のご冥福をお祈り申し上げ、1分間の黙禱をささげたいと思います。皆様、ご起立をお願いいたします。それでは、黙禱。

（1分間の黙禱）

黙禱、終わり。ありがとうございました。

岩井事務局長 続きまして、職員の異動がありましたので、紹介させていただきます。

（新規採用職員・異動職員紹介）

岩井事務局長 ただいまから令和3年4月の農業委員会総会を開会いたします。なお、第1号議案の農用地利用集積計画について、総会資料とりまとめ後に1件の追加がありましたので、本日、ご審議いただければと思います。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

相京会長 本日はご出席いただきありがとうございます。4月に入り皆様におかれましてもお忙しいことと存じます。新型コロナウイルスも感染拡大して既に1年となり、コロナ禍での生活が当たり前となりつつあります。皆様も新型コロナウイルス感染に十分注意しながら農業委員会の活動を行っていただければと思います。

岩井事務局長 ありがとうございました。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

相京議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、6

番 宮田早苗委員、7番 飯田隆男委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤主任主事を任命します。本日の総会は、議案3件ですので、よろしくをお願いします。

相 京 議 長 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画についてを議題とし、整理番号1から6まで、一括して事務局より説明を求めます。なお、整理番号3については、貸付者が〇〇委員の案件、整理番号5については、借受者が私の案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。〇〇委員におかれましては、採決前に退室願います。

岩 井 事 務 局 長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号1から6について、説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。先ず、整理番号1についてですが、貸付者は上本佐倉在住者、借受者は本佐倉在住者です。設定場所は、本佐倉の農地1筆で、地目は田、面積は1,835㎡、利用計画は田です。賃借料は、10a当たり1俵です。備考ですが、前は、平成31年4月1日から2年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は、3年の再設定です。位置につきましては、2ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の3ページをご覧ください。整理番号2についてですが、貸付者は神奈川県横浜市在住者、借受者は上岩橋在住者です。設定場所は、上岩橋の農地1筆、地目は田、面積は238㎡、利用計画は田です。賃借料は、年5,000円です。備考ですが、前は、平成28年5月1日から5年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は、5年の再設定です。位置につきましては、4ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の5ページをご覧ください。整理番号3についてですが、貸付者は〇〇委員、借受者は上岩橋在住者です。設定場所は、印旛沼新田の農地1筆、地目は田、面積は3,033㎡、利用計画は田です。賃借料は、年30,000円です。備考ですが、前は、平成28年5月1日から5年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は、5年の再設定です。位置につきましては、6ページの位置図をご覧ください。続きまして、

資料の7ページをご覧ください。整理番号4についてですが、貸付者は、神奈川県横浜市在住者、借受者は酒々井在住者です。設定場所は、本佐倉の農地1筆で、地目は田、面積は、928㎡、利用計画は畑、種類は使用貸借です。備考ですが、今回は、平成28年5月1日から5年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は、5年の再設定です。位置につきましては、8ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の9ページをご覧ください。整理番号5についてですが、貸付者は柏木在住者、借受者は相京会長です。設定場所は、下岩橋の農地2筆で、地目は田、面積は合計で1,797㎡、利用計画は田、賃借料は米180kgです。設定期間は、5年の新規設定です。位置につきましては、10ページの位置図をご覧ください。続きまして、追加資料をご覧ください。整理番号6についてですが、貸付者は伊籾新田在住者、借受者は本佐倉在住者です。設定場所は、酒々井の農地1筆で、地目は田、面積は合計で907㎡、利用計画は田、賃借料は年8,560円です。設定期間は、1年の新規設定でございます。位置につきましては、裏面の位置図をご覧ください。なお、整理番号1～6の全ての計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相京議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員から補足説明等ありましたらお願いします。整理番号1・4・6については、石渡農業委員、整理番号2については小坂推進委員、整理番号3については竹尾推進委員、整理番号5については私の方から、順番に補足説明がありましたらお願いします。

石渡農業委員 整理番号1については、勤めながら一生懸命やっけていて問題ないと思います。整理番号4については、現在落花生を作っており、問題ないと思います。整理番号6については、〇〇〇氏が借受者となる予定でしたが都合により間に合わないの〇〇〇〇氏の名前で借り受けてとりあえず1年の設定とさせていただきます。こちらは〇〇〇〇〇〇で耕作して問題ないです。

小坂推進委員 整理番号2については借受者自宅前できれいに管理されており問題ないと思います。

竹尾推進委員 整理番号3についてはきれいに管理されており問題ないと思います。

相京農業委員 整理番号5については数年前から私が耕作しており今回の案件として出させていただきました。

相京議長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

相京議長 特にないようですので、これから採決を行います。特に問題がないようでしたら、整理番号1、2、4、6を一括して採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

相京議長 それでは、異議なしとのことですので、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号1、2、4、6について、一括して採決を行います。原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

岩井事務局長 挙手全員です。

相京議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1、2、4、6につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相京議長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号3について採決を行います。先ほども申し上げましたが、貸付人が〇〇委員の案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。〇〇委員におかれましては、退室願います。

(〇〇委員退室)

相京議長 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号3について、採決を

行います。原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

岩井事務局長 挙手全員です。

相京議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号3につきましても、原案どおり答申することに決定します。

相京議長 ○○委員には入室してもらって下さい。

(○○委員入室)

相京議長 続きます、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号5について採決を行います。先ほども申し上げましたが、貸付人が私の案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができませんので、私は、退室します。その間の進行につきましては京増職務代理にお願いいたしますのでよろしく申し上げます。

(相京議長退室)

職務代理者 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号5について採決を行います。原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

岩井事務局長 挙手全員です。

職務代理者 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号5につきましても、原案どおり答申することに決定します。

職務代理者 相京議長には入室してもらって下さい。

(相京議長入室)

相京議長 京増委員におかれましては、議事進行を行って頂きありがとうございました。

相 京 議 長 次に、第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

岩 井 事 務 局 長 第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の11ページをご覧ください。譲受人は、八街市に住所を有する法人です。譲渡人は、酒々井町尾上在住者と成田市在住者の共有です。申請地は、尾上の農地1筆で、地目は畑、面積は、1,601㎡です。申請理由ですが、建売分譲です。権利の種類は、所有権移転です。位置につきましては、12ページの位置図と13ページの公図を参考にいただければと思います。事業計画につきましては、15ページをご覧ください。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後着工、許可後3年以内完了の予定です。計画内容では、盛土条例に該当しない量の土砂を搬入するとともに境界外周にはコンクリートブロックで土留を行うことを予定しています。土地選定理由は、成田線酒々井駅より徒歩圏であり、周辺に酒々井総合公園や小中学校もあり環境もよく静かな場所であることから選定しました。雨水排水は各家庭で雨水浸透貯留槽を設置し浸透させます。オーバーフローは道路側溝へ接続放流します。汚水は、各家庭から新設道路内の新設排水管に接続します。上水は町営水道を利用します。周辺農地の営農への影響については、境界外周に土留を施工するため被害を及ぼさないと考えられます。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は、飯田委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

飯 田 農 業 委 員 この農地は以前は土地所有者がそば屋に貸しそばの実を作ってもらっていましたが、土地が肥沃すぎたためそばの実が倒れほとんど収穫できなかったとのこと。土地所有者の〇〇〇氏は高齢で耕作は難しいという事情もあり、共有者である〇〇〇氏が開発業者を見つけました。今回の業者は1期から3期までの計画で開発を計画しているようですが、農地を空いたまま

にしておくより良いと思われるのでやむを得ないと思います。

相 京 議 長 地区担当農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

木我農業委員 ○○○○○は八街市の方で畑を1～2反歩位ずつ購入し建売を建設している業者です。

京増農業委員 まちづくり課の方にもこの案件で既に開発申請が上がっています。この場所は市街化区域から1.1km離れた市街化調整区域で40戸連坦が可能な場所です。この地域では隣のガソリンスタンドが開発許可となっている最後の場所で、ガソリンスタンドから55mまでしか開発許可にならないとのことですが、この範囲で40戸入るため、今回の事業を計画し、1期から3期まで分けて実施することとしたとのことです。

相 京 議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問をお願いします。

相 京 議 長 続いて、第3号議案 農地法第5条許可申請 整理番号2についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

岩井事務局長 第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号2について説明させていただきます。資料の16ページをご覧ください。譲受人は、墨在住者、譲渡人は、伊籾在住者です。申請地は、墨の農地3筆で、地目は畑、面積は、2,224㎡です。申請理由ですが、駐車場用地です。権利の種類は、所有権移転です。位置につきましては、17ページの位置図と18ページの公図を参考にいただければと思います。事業計画につきましては、20ページをご覧ください。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありませぬ。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後、令和3年6月1日着工、令和3年8月31日完了の予定です。計画内容は、業務拡大のための新しい駐車場の整備です。土地選定理由は、高速道路のイン

ターチェンジ及び会社所有の駐車場から近いことから選定しました。排水計画については、碎石舗装を行い、雨水は敷地内で浸透するようにします。防災計画については、工事中は防護ネットにより隣地・道路への材料等の飛散を防ぐとともに安全管理を徹底します。周辺農地の営農への影響については、東側の農地との境界に既にブロック塀を設置済みで土砂の流出はなく、日照や通風への影響もブロック塀設置時に了承済みであり、被害を及ぼさないと考えられます。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、整理番号2の地区担当農業委員は、木我委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

木我農業委員 今回の申請地は私の家の隣で、20年以上前に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社がこの場所に当初3反歩購入する予定が1反歩しか購入しなかったという経緯があります。今回は残りの2反歩です。既に〇〇さんの方で仮登記がなされていて、現在庭のように使っている状態です。ファミリーマートの近くに駐車場を作り利用しておりましたが手狭となり、中型車等を置くための駐車場を建設するため、今回の申請に至りました。

相 京 議 長 地区担当農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

相 京 議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

相 京 議 長 それではこれから現地確認を行います。なお、現地確認後10分間の休憩をとりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(現地確認)

相 京 議 長 それでは休憩をときまして、会議を再開いたします。農地法第5条許可 整理番号1、整理番号2について、申請代理人を呼んでおります。まず、整理番号1について、申請代理人を入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 代 理 人 地権者及び事業主双方の代理人として来ました〇〇〇〇の〇〇と申します。

相 京 議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申 請 代 理 人 今回の事業主である八街市の〇〇〇〇〇は建売建設業者です。今回の申請地は〇〇〇総合公園、小中学校等の公共施設の近くです。土地所有者はそば店に貸してそばの実を作ってもらっていましたが、地主さんも高齢となったこともあり、先々を考え売却を考えたとのこと。この場所は市街化調整区域のため、連坦の関係で、3工区に分けて全体計画が行われる予定となっています。事業計画については、1工区から3工区に分かれておりまして、最初は連坦の関係で1工区しか開発区域に入れないため、1工区だけの計画となります。1工区は全部で7宅地の予定です。最終的に道路が通り抜けになってからの酒々井町への帰属の予定のため、1工区2工区が終わった段階では帰属になりませんが、最終的には酒々井町への帰属となります。給水については、既存の水道を利用します。排水については、新たに汚水の本管が前面道路に入ったため、そちらを利用して汚水の本管を入れる予定となっています。申請地は文化財エリアに該当しておりますが生涯学習課とは事前協議済みとなっており、問題ない場所での開発となります。擁壁が必要な大きな高低差のある場所はなく、通常のブロックで外周を囲う予定となっています。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

飯 田 農 業 委 員 雨水の件について、今回の場所と道路を挟んだ反対側の三角形になっているところの角の部分に水がたまる場所があります。従来は雨水は中学校側の谷津の低い方へ流れるようになっていました。現時点では問題ありませんが、

雨水についてどのような流れを想定するか検討してほしいと思います。

申請代理人 現時点で1工区だけの開発の申請段階ですが、まちづくり課とは2工区3工区を合わせた計画を進めていて、雨水抑制の通常の基準を満たしているだけでなく、2工区の中で道路の表面排水も取り込めるような施設の建設も計画しています。

京増農業委員 1期工事が完了してどの段階で2期工事に入るのですか。

申請代理人 通常は造成工事が終わり完了検査を受け、決定後1年以上経過しないと次の2期工事には入れません。今回は全体一体という形での協議をさせてもらっているため、1工区の工事が終わって検査を受け、家が1軒建てば連坦の関係で2工区の申請ができるようになっています。

京増農業委員 あと2回造成の申請が出るということですか。

申請代理人 そうです。造成については工区ごとの申請となりますが、今回の農地転用の申請については、農業事務所よりの指示で全体計画の担保として全体の資金計画等の書類を提出しております。

相京議長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人 退室)

相京議長 それでは、第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

岩井事務局長 挙手全員です。

相京議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請 整理番号1につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

相京議長 次に、農地法第5条許可申請 整理番号2についてですが、申請代理人を呼

んでおりますので、入室させてください。

(申請代理人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 代 理 人 今回の申請者である〇〇〇〇〇の夫の〇〇〇〇です。

申 請 代 理 人 代理人を務めます行政書士の〇〇と申します。

相 京 議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申 請 代 理 人 3年程前、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社が今回の申請場所の近くに駐車場を建設する際も農地転用許可申請を行っています。〇〇〇営業所の他に、〇〇〇営業所、〇〇の〇〇〇営業所がありましたが、都合により〇〇〇営業所の駐車場の賃貸借契約を解除したため、そちらに駐車している車を〇〇〇営業所と〇〇〇営業所の駐車場に分散して駐車している状態です。今後の業務拡大のため、今ある〇〇〇営業所の近くに駐車場を確保し集約させたいと考えまして今回の申請に至りました。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

京 増 農 業 委 員 今現地を見させていただきましたが、申請地の奥に鉄塔があり、申請地周辺は既に庭のように整備されていきました。申請範囲はどこからどこまでですか。

申 請 代 理 人 鉄塔の部分は入りません。崖に土留めブロックがあり、鉄塔はその先となります。

木 我 農 業 委 員 申請地の隣に家があり、その奥に広いスペースがあります。その部分まで今回の申請地となっています。

相 京 議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人 退室)

相 京 議 長 それでは、第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号2について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

岩 井 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請 整理番号2につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

相 京 議 長 次に専決処理報告に移ります。農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

岩 井 事 務 局 長 21ページの専決処理報告 農地法第18条第6項の規定による通知について説明させていただきます。賃貸人・賃借人ともに伊籾の在住者です。届出地は、伊籾の農地5筆で、地目は田、面積は合計で1,522㎡です。備考ですが、平成30年4月1日告示 令和5年3月31日までの5年間の農用地利用集積計画による賃貸借でしたが、令和3年3月8日に合意解約をしています。位置につきましては、22ページの位置図を参考にさせていただければと思います。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にならなければ、専決処理報告ですので、よろしくをお願いします。

相 京 議 長 次に、その他について事務局から何かありましたらお願いします。

(農地利用最適化推進委員の欠員による公募について)

相 京 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

岩 井 事 務 局 長 6日の木曜日はいかがでしょう。

相 京 議 長 ただ今、6日の木曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、6日の木曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。